一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要

第１章　計画策定の基本的事項

計画策定の法的根拠
廃棄物処理法第６条第１項及び２項に基づき市町に策定が義務付けられている計画

計画策定の背景・近年の動向

国…
「プラスチック資源循環促進法」が成立
「第４次循環型社会形成推進基本計画」が策定

滋賀県…
第５次滋賀県廃棄物処理計画」が策定

本市…
令和３年７月に「気候非常事態宣言」を表明
現行計画改定及び環境エネルギーセンター稼働から５年の経過

計画の範囲

本市の行政区域全域を対象

計画目標年度

令和 13 年度（10 カ年計画）

目標値や施策の達成状況等を把握し､概ね５年ごとに見直しを行うこととする。

第２章　地域の特性

本市は、滋賀県のほぼ中央に位置しており、日本で唯一の淡水湖に浮かぶ有人島である沖島を有する。

人口動態　（令和２年度末）
人口　：82,213 人
世帯数：34,648 世帯
65 歳以上の人口割合：27.8%

総合計画等
近江八幡市第１次総合計画：平成 31 年３月に策定

環境基本計画：令和３年度中に改定予定

第３章　ごみ処理の現状と課題

現在のごみ分別・処理状況

分別区分			内　容　例	処理施設	処理方式	処理先
可燃ごみ			プラスチック類、生ごみ、紙くず　等	環境エネルギーセンター熱回収施設 リサイクル施設	ストーカ式焼却 サーマルリサイクル	サーマルリサイクル及び余熱利用 焼却残渣は埋立
草・木くず・剪定枝			長さ2m以内、直径15cm以内（竹は50cm以内）			
不燃ごみ			金属類、ガラス類　等	環境エネルギーセンター リサイクル施設	選別・破砕	鉄・アルミは業者に引き渡し資源化 選別残渣は焼却処理
粗大ごみ			家具、布団、自転車、ストーブ等　等			
資源ごみ　等	缶		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶　等		選別・圧縮・梱包	業者に引き渡し資源化 選別残渣は焼却処理
	ビン類	無色	色別に分別収集			
		茶色	色別に分別収集			
		その他の色	色別に分別収集			
	ペットボトル		材質表示マークがついたもの			
	紙類	新聞	折込チラシ含む		貯留・保管	
		雑誌	書籍、百科事典、コピー用紙、はがき　等			
		段ボール	菓子箱、ティッシュ箱含む			
		紙パック	内側が白色のもの			
	乾電池		乾電池、コイン電池			
	ライター		可燃性ガスが充填されていたもの			
	蛍光管		割れていないもの			
	羽毛布団		ダウン率50%以上のみ		選別・梱包	
	廃食油		植物性のみ	拠点回収	業者が引取り資源化	
家電リサイクル品			テレビ、エアコン、冷蔵庫　等	環境エネルギーセンター リサイクル施設	貯留・保管	業者に引き渡し資源化
小型家電			携帯電話、ノートパソコン、電子タバコ　等			
埋立ごみ			ブロック、レンガ、ガレキ　等	一般廃棄物最終処分場	埋立処分	
受入・処理できないごみ			産業廃棄物、消火器、耐火金庫　等			

サーマルリサイクル

環境エネルギーセンターでは、ごみ焼却時の熱エネルギーを活用して発電する「サーマルリサイクル」を行い、資源エネルギーの有効活用と地域環境へ貢献している
※焼却時に発生する熱を公園の温水プールに供給

ごみ総排出量及びリサイクル率等の現状

項目＼年度	平成30	令和元	令和2	単位
家庭系ごみ量	18,371	18,727	19,922	t /年
事業系ごみ量	8,092	7,905	7,172	t /年
資源ごみ集団回収量	1,297	1,208	819	t /年
ごみ総排出量	27,760	27,840	27,918	t /年
市民１人1日あたりのごみの量	924	926	930	g/人・日
最終処分量（埋立量）	3,851	3,924	4,052	t /年
リサイクル率	12.3	11.6	11.9	%
リサイクル率（サーマルリサイクル含む）	28.7	29.6	30.5	%
サーマルリサイクル（排熱利用量含む）によるCO_2の削減量	6,215	6,350	6,372	t-CO_2年

ごみ処理の５つの課題
1. 排出抑制に関する課題　2. 分別収集に関する課題
3. 再資源化に関する課題　4. 中間処理に関する課題
5. 最終処分に関する課題

第４章　ごみ処理基本計画

基本理念

環境を保全し持続可能な循環型社会の構築

・５Ｒの取り組みを推進
　２Ｒ（リユース・リデュース）の重点的な推進
・温室効果ガスを削減することでゼロカーボンシティを目指す

基本方針

・ごみの排出抑制及び資源分別排出の推進
・環境にやさしい循環型処理の推進
・適正処理の推進

実施方針

・ごみの排出抑制及び資源分別排出の推進
［家庭系ごみについて７項目］
1. 生ごみの減量化　2. マイバック運動の推進　3. 資源ごみ集団回収支援
4. 資源ごみ店頭回収の推進　5. 紙箱類の分別徹底　6. 小型家電の分別推進
7. リサイクル家電の適正排出の推進
［事業系ごみについて７項目］
1. 食品ロスの削減推進　2. 多量排出者への指導　3. 紙類の資源化徹底
4. 生ごみの堆肥化推進　5. 処理手数料の改定　6. 観光客のごみの分別啓発
7. 産廃の適正処理の徹底

・上記の取り組みについて周知・啓発
・環境にやさしい循環型処理の推進　［4 項目を記述］
・適正処理の推進　［2 項目を記述］

排出削減目標

令和元年度を基準とし、令和 13 年度までに
１人１日あたりのごみ排出量を 5%以上削減する

・家庭系可燃ごみ及び食品ロス　970ｔ/年を低減
・家庭系生ごみの水分量削減　280ｔ/年を低減
・事業系食品ロス　130ｔ/年を低減
　生ごみ処理器購入補助金の啓発を含め、様々な観点から搬出抑制
　再資源化に取り組む

リサイクル目標

リサイクル率を 20%以上にする

・家庭系可燃ごみ中の古紙類 140ｔ/年を分別徹底
・脱水汚泥の堆肥化　650ｔ/年
・刈草、木くず、剪定枝のチップ化等の再生利用促進　900ｔ/年
・可燃ごみからの古紙類の分別を徹底、不燃・粗大ごみ等からの
　金属類等の抜き取り、資集ごみ集団回収の推進